

# 建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

## 目的

モバイル端末によるビデオ通話を活用し、建設現場で臨場による「段階確認」「材料確認」「立会」を遠隔で行い、受発注者双方の業務を効率化

## 対象工事

- ・ 受注者が希望した工事
- ・ 検測値等を映像で確認できるなど、工事の品質に影響を及ぼさない工事

## 適用対象外

- ・ 支持地盤や土質確認など直接目視による確認が必要となる項目
- ・ 座標や基準高の確認など映像で検測値の確認ができない項目
- ・ 夜間、暗所、水中などカメラ撮影が困難なもの など

## 費用負担

- ・ 受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は受注者負担

< 「映像」と「音声」の送信に関する仕様 >

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	
	フレームレート：15fps以上	
転送レート	平均1 Mbps以上	

# 建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

## 実施方法

### ①事前協議

- ・受注者は、工事打合せ簿に実施計画書を添付し監督員と協議

### ②機器等の調達

- ・受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達
- ・調達した機器等により遠隔臨場に支障がある場合は、受発注者で協議のうえ、機器等の変更を行うか、実施の全部又は一部を取りやめる

### ③遠隔臨場の実施

- ・受注者は、従来どおり段階確認願、材料検査願及び立会確認願を事前に監督員に提出  
→ 様式の備考欄に「遠隔臨場」を明記
- ・受注者は、臨場の場合と同様に、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」など、必要な情報を黒板に表示し、監督員の確認を受ける
- ・監督員は、遠隔臨場で必要な情報が得られない場合は従来の臨場による確認を実施

### ④実施記録

- ・受注者は、遠隔臨場が行われたことの実施記録を行う
- ・監督員の画像を含めた全景と近接の映像をスクリーンショット等で撮影し、工事成果品として提出

## 留意事項

- ・撮影時の事故が発生しないよう、イヤホンやマイクを装着するなど安全に留意すること。
- ・プライバシー保護のため、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

# 建設現場における遠隔臨場に関する要領 概要版

## 実施記録の方法

### <実施記録の方法>

- ①ビデオ通話画面で、監督員の映像を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ②ビデオ通話画面で、監督員の映像を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

### 実施記録の方法例

- ・受注者は遠隔臨場が行われた記録として、全景と近接の映像をスクリーンショット等で撮影
- ・記録の撮影時には必ず監督員の映像を含めて撮影

#### 例①：通信中の画面キャプチャ



#### 例②：通信中の端末を含む写真

